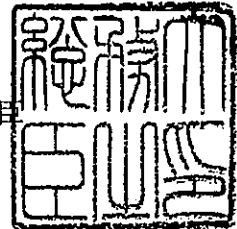


総統事第35号
令和6年3月29日

各 位

総務大臣



経済センサス - 基礎調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省では、令和6年6月に「経済センサス - 基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに実施する政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

「経済センサス - 基礎調査」のより円滑な実施に向け、調査の趣旨、必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じて、「経済センサス - 基礎調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済構造実態調査」と同時一体的に実施し、調査対象事業所の負担軽減を図ることとしています。



「経済センサス-基礎調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省
令和6年3月

「経済センサス-基礎調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● 経済センサス-基礎調査とは

経済センサス-基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに実施する調査です。

この調査は、政府の重要な調査であり、正確な統計を作成するため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施いたします。

調査結果は、我が国社会の発展を支える基礎資料として、国の各種行政施策をはじめ、地方公共団体における行政施策や民間企業における経営計画の策定など、さまざまな分野で活用されております。

詳しくは、同封のリーフレット及び経済センサス-基礎調査ホームページをご高覧ください。

経済センサス-基礎調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>



● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
(掲載いただける場合、別添「広報用素材」に掲載しているバナー等の用意もございます。)
- ・ 総会などで、「経済センサス-基礎調査」が実施される旨の案内
(数に限りはございますが、リーフレットの送付も可能です。)

など

以上、簡単なご案内を記載いたしましたが、経済センサス-基礎調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気軽なくご連絡ください。

何卒よろしくお願いいたします。

<連絡先>
総務省統計局事業所情報管理課経済センサス-基礎調査担当
メールアドレス : p-kikaku@soumu.go.jp
電話番号 : 03-5273-1105